

No	ページ数 (修正後)	該当箇所 (修正後)	修正前 (10月17日委員会資料「(素案たたき台)」)	修正後 (素案)	修正の理由
1	2	【将来像】	「食・健康・生活は、市民生活を営むために欠かすことのできない重要な要素です。この3つの要素を兼ね備え、市民の暮らしを支えるものが農業です。 本市は、利便性の良さとともに、市内のいろいろな場で「農」が感じられる住宅都市です。この良好な住環境を維持し、農業者と市民の双方にとって、「西東京市の農業」が日々の暮らしの魅力となり、これからも住み続けたいまちとなつて、今回の中間見直しにおいても引き続き目指します。」	「食・健康・生活は、市民生活を営むために欠かすことのできない重要な要素です。この3つの要素に深く関わり、市民の暮らしを支えるものが農業です。 本市は、「健康」応援都市の実現を目指し、市民一人ひとりのからの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境の健康水準向上にも取り組んでいます。そのために「農」の多面的機能の発揮により、市内のいろいろな場面で「農」が感じられる良好な住環境を維持し、農業者と市民にとって、「西東京市の農業」が日々の暮らしの魅力となり、これからも住み続けたいまちとなつて、今回の中間見直しにおいても目指します。」 ※「健康応援都市」「農業の多面的機能」に言及	・事務局での検討の結果
2	2	【基本指標】 ①農家数	「平成22(2010)年現在の農家数は276戸(農林業センサス)であり、平成17年(2005)から22(2010)年までの5年間の傾向が続くものとして、2023年度の農家数を概ね205戸と設定します。平成27(2015)年現在の農家数は234戸であり、このままの推移では、設定する指標を下回ることに危惧されます。 今後とも引き続き本計画に基づき農業振興策を講ずることにより、設定する指標以上の戸数確保に努めます。」	「農家数は、平成22(2010)年時点で276戸(農林業センサス)でしたが、平成27(2015)年時点は234戸(農林業センサス)と、5年間で42戸(15.2%)、年平均8.4戸減少しています。このまま推移すると、平成35(2023)年度には192戸まで減少してしまいます。本計画に基づく農業振興策を講ずることにより、平成35年(2023)年度の農家数を200戸と設定します。」 ※データ・指標を更新	・委員からのご意見 ・数値のデータ更新
3	3	【基本指標】 ②農地面積	「2023年度の農地面積は、平成14(2002)年から平成23(2011)年までに平均で生産緑地が2ha、宅地化農地面積が1ha、合計で平均3haずつ毎年減少していることから125ha(平成23(2011)年現在155ha)を下回ることになり、平成30(2018)年現在、農地面積は約135ha	「農地面積は、平成24(2012)年時点で177.0haでしたが、平成29(2017)年時点で137.3ha(市民部資産税課資料)と、5年間で39.7ha(22.4%)、年平均で7.94ha(生産緑地が2.3ha/年、宅地化農地面積が5.6ha/年)減少しており、このまま推移すると、平成35(2023)年度	・委員からのご意見 ・数値のデータ更新

4	3	【基本指標】 ③ 中核的な農家数	<p>であり、このままの推移では、設定する指標を下回るこ とが危惧されます。農地保全施策を展開することで、 2023年の農地面積を130haと設定します。」</p> <p>「「中核的な農家」は、農業継続意向が高く、効率的で かつ安定的な経営を行うとともに、⑦の経営モデルに該 当する所得を目標とする農家とし、認定農業者を含めた 80戸を当該農家数として設定します。平成30(2018) 年現在、認定農業者は53経営体であり、指標に対して 認定農業者数の増加数は少ない状況ですが、農業者支援 策を講じることにより、中核的農家の確保に努めます。」</p>	<p>の農地面積は、100haを下回ってしまいます。農地保全 施策を展開することで、平成35(2023)年の農地面積 を110haと設定します。」</p> <p>※データ・指標を更新</p> <p>「中核的な農家」は、農業継続意向が高く、効率的でか つ安定的な経営を行うとともに、⑦の経営モデルに該当 する所得を目標とする農家とします。平成30(2018) 年現在、認定農業者は53経営体であり、農業者支援策 を講ずることにより「中核的な農家」の確保に努め、認 定農業者を含めた60戸を、平成35(2023)年度の当該 農家数と設定します。</p> <p>※データ・指標を更新 ※左欄下線部を削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からの ご意見 ・数値のデー タ更新
5	3	【基本指標】 ④ 農用地利 用集積目標	<p>(本文前半)</p> <p>「「中核的な農家」の農用地面積は、戸当たり農地面積 57.0a(平成22年農林業センサス)に80戸を乗じると 45haとなることから、2023年度の農地面積の目標130ha に基づき、農用地の利用集積目標は35%と設定します。 平成30(2018)年現在の認定農業者の集積面積は40ha であり、農地面積135haに対する集積率は約30%とな ります。」</p>	<p>「平成30(2018)年現在の認定農業者の集積面積は 39.6haであり、農地面積135haに対する集積率は29.3% となります。「中核的な農家」の農用地面積は、戸当た り農地面積64.80a(平成27年農林業センサス)に60 戸を乗じると39haとなることから、農地面積の目標 110haに基づき、平成35(2023)年度の農用地の利用集 積目標は35.3%と設定します。」</p> <p>※データ・指標を更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からの ご意見 ・数値のデー タ更新
6	3	【基本指標】 ⑤ 労働時間 と農業所得 目標	<p>(本文後半)</p> <p>また、年間農業所得の目標は、他産業従事者と遜色のな い水準を確保することを目標に、「地域農業をリードす る農家」は概ね年間800万円、「中核的な農家」は概ね 年間300万円以上～500万円と設定します。 なお、本市は、自給的な農家も少なくないため、10a当</p>	<p>また、平成35(2023)年の年間農業所得の目標は、他 産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、 「地域農業をリードする農家」は概ね年間800万円、「中 核的な農家」は概ね年間300万円以上～500万円と設定 します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からの ご意見

			<p>たりの所得目標を15～30万円と設定し、<u>全ての農家が販売に組み込むことを目標とします。</u></p>	<p>なお、本市は、自給的な農家も少なくないため、平成35(2023)年の10a当たりの所得目標を15～30万円と設定します。」</p> <p>※左欄下線部を削除 ※目標年次を加筆</p>	
7	4	<p>【基本指標】 ①経営モデルの設定</p>	<p>(野菜(量販店等への直接出荷+直売))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な作物等 <p>(80a(200a)施設10a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) <p>「3人」</p> <p>(40a(100a)施設5a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業所得 <p>「6,000」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主な作物等 <p>※「<u>シントリナ、ルッコラ</u>」を追加</p> <p>(80a(200a)施設10a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) <p>「<u>3人(2人)</u>」</p> <p>(40a(100a)施設5a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業所得 <p>「<u>5,000</u>」</p> <p>※下線部を修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からの ご意見
8	4	<p>【基本指標】 ①経営モデルの設定</p>	<p>(野菜(市場出荷+直売))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な作物等 <p>(100a(250a))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) <p>「2.5人」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主な作物等 <p>※「<u>トマト、キュウリ</u>」を追加</p> <p>(100a(250a))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) <p>「<u>2.5人(1人)</u>」</p> <p>※下線部を修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からの ご意見
9	4	<p>【基本指標】 ①経営モデルの設定</p>	<p>(野菜(直売))</p> <p>(80a(160a))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業所得 	<p>(80a(160a))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業所得 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からの ご意見

10	4	【基本指標】 ① 経営モデルの設定	「6,000」 (農業体験農園+直売) ・主な作物等 「農業体験農園」 ・農業所得 「6,000」 ・主な施設等 「体験農園用施設」	「5,000」 ※下線部を修正 ・主な作物等 「トマト、キュウリ、ナス、ホウレンソウ、コマツナ、ネギ、スイートコーン、エダマメ、プロッコリ一等」 ・農業所得 「5,000」 ・主な施設等 「体験農園用施設、パイプハウス」 ※下線部を修正	・委員からの ご意見
11	4	【基本指標】 ① 経営モデルの設定	(果樹(直売)) (100a(施設5a)) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「2.5人」 ・農業所得 「7,000」 (50a) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「2人」 ・農業所得 「4,000」	(100a(施設5a)) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「2.5人(2人)」 ・農業所得 「8,000」 (50a) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「2人(1人)」 ・農業所得 「5,000」 ※下線部を修正	・委員からの ご意見
12	4	【基本指標】 ① 経営モデルの設定	(花卉(市場出荷)) (80a(施設20a)) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「3人」	(80a(施設20a)) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「3人(2人)」	・委員からの ご意見

			<ul style="list-style-type: none"> ・農業所得 「8,000」 (40a) ・家族労働力（雇用労働力、ボランティア） 「2人（1人）」 ・農業所得 「5,000」 <p>※下線部を修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業所得 「10,000」 (40a) ・家族労働力（雇用労働力、ボランティア） 「2人」 ・農業所得 「3,000」 			<ul style="list-style-type: none"> ・委員からのご意見
13	4	<p>【基本指標】</p> <p>⑦ 経営モデルの設定</p>	<p>(キノコ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な作物等 「シイタケ、キクラゲ、ヒラタケ」 ・家族労働力（雇用労働力、ボランティア） 「2.5人」 ・農業所得 「6,000」 	<ul style="list-style-type: none"> ・主な作物等 「シイタケ、キクラゲ、ヒラタケ」 ・家族労働力（雇用労働力、ボランティア） 「2人」 ・農業所得 「5,000」 <p>※下線部を修正</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・委員からのご意見
14	4	<p>【基本指標】</p> <p>⑦ 経営モデルの設定</p>	<p>(肉牛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営面積（作付面積） 「200頭」 ・農業所得 「10,000」 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営面積（作付面積） 「100頭」 ・農業所得 「5,000」 <p>※下線部を修正</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・委員からのご意見
15	5	<p>【基本指標】</p> <p>⑧ 新たに農業経営を…（以下省略）</p>	<p>「(ア) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標 平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの過去5年間における新規就農者は、16人で、年平均3.2人となつています。今後、農業従事者の高齢化や減少を</p>	<p>「(ア) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標 平成29年度の新規就農者（フレッシュ&Uターン参加者）は6名となつています。今後、農業従事者の高齢化や減少を考慮すると、安定的、かつ計画的に担い手を確</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・委員からのご意見 ・数値のデータ更新

			考慮すると、安定的、かつ計画的に担い手を確保していく必要があります。(以下省略)	保していく必要があります。(以下省略) ※下線部データを更新 ※本文下部に説明表を追加				・事務局での検討の結果
16	6、7	■都市緑地法等の一部を改正する法律						
17	7	■都市農地の貸借の円滑化に関する法律	(本文下段) 「本法律は、具体的には、2つの貸借の仕組みで構成されています。第一に、生産緑地を借りる者が自ら農業経営することを目的に貸借する仕組みであります。第二に、市民農園等の開設のために、区市町村、農地所有者、開設者となる企業等の三者の貸借協定に基づき、農地所有者と企業等の直接の貸借契約による都市農地の貸借の円滑化であり、都市農地を借りる者が、市民農園の開設など公益目的で生産緑地を貸借する仕組みです。」	※左欄の文章を削除 ※本文下部に説明表を追加			・事務局での検討の結果	
18	10	○販売金額規模の小さな農家が多く、その割合も増加傾向にある。	(本文後半) 「一方、本市においては兼業農家の割合が高く、農業者の所得においても農業所得以外の所得が多い状況となっております。」 ※下線部を追加 ※農業所得と農業所得以外の所得についてのアンケート結果グラフを追加				・庁内からの意見 ・事務局での検討の結果	
19	12	【今後の課題】	□ 経営規模の小さな農家の持続の検討	□ 経営規模の小さな農業者の農業経営持続の検討 ※下線部を修正・追加			・事務局での検討の結果	
20	19	○農業体験農園等、様々な農地活用が展開され	「これらの取組みは、農業生産だけではなく、農業への理解を促進する交流事業等に農地を活用しようという動きです。」	「また、農家開設型の市民農園は3箇所あり、計161区画が市内農業者によって開設・運営されています。」 ※左欄の文章を削除 ※農家開設型市民農園についての情報を追加			・事務局での検討の結果	

21	19	ている。 ○防災の観点からも農地保全に目が向けられている。	(本文前半) 「災害時協力農地として、生産緑地全体のうち、面積の約10%、筆数で約30%の農地が登録されています。平成24(2012)年から、2筆増加しましたが、面積としては32a減少しています。」	「平成30年11月時点で、129,515㎡の農地が災害時協力農地として登録されています。」 ※文章を変更(生産緑地以外の災害協力農地面積も含めたデータに更新)	・数値のデータ更新
22	19	災害時協力農地の内訳	(表) 平成29年3月現在 面積：1,228 a 筆数：97筆	平成30年11月現在 面積：129,515㎡ 筆数：107筆 ※「市内生産緑地」のデータを削除 ※生産緑地以外の災害協力農地面積も含めた最新のデータに更新	・数値のデータ更新
24	24	計画の体系	(レイアウト)	※A4サイズにレイアウトを変更	・事務局での検討の結果
25	24、25	○公共施設等での販売機会の提供	(小分類名) 「○指定管理者施設での販売による販路拡大、公共施設での直売機会の提供(新規)」	「○公共施設等での販売機会の提供(新規)」 ※「指定管理者施設での販売による販路拡大、」を削除 ※「公共施設等」に変更	・事務局での検討の結果
26	24、29	○農地の貸借における仲介の仕組みづくりの支援	(小分類名) 「○農地の貸借における仲介の支援(新規)」	「○農地の貸借における仲介の仕組みづくりの支援(新規)」 ※下線部を追加	・委員会での協議を踏まえ、事務局で検討の結果
27	24、30	○農業体験・交流型施設の活用	(小分類名) 「○花摘みの丘の活用」 「○農のアトリエ「蔵の里」の活用」	「○農業体験・交流型施設の活用(統合)」 ※後述参照	・委員会からのご意見

28	24、31	(4) 農業を通じた交流	(中分類名) (4) - 「1 各種イベント、 <u>即売会等の実施</u> 」	(4) - 「1 各種イベントの実施」 ※ <u>左欄下線部を削除</u>	・ 委員からの ご意見
29	24、32	○ 農業と異分野との連携促進	(小分類名) 「○ 異業種との連携促進 (新規)」	「○ 農業と異分野との連携促進 (新規)」 ※ <u>下線部を修正</u>	・ 事務局での 検討の結果
30	25	○ 直売所の利用の促進	(今後の目指す方向性) ○ 直売所の利用の促進【統合】 ・ 実施主体「行政、農業者」	○ 直売所の利用の促進【統合】 ・ 実施主体「行政、農業者、JA」 ※「JA」を追加	・ 事務局での 検討の結果
31	25	(1) - 1 直売所のさらなる活用	(今後の目指す方向性) ○ <u>指定管理者施設での販売による販路拡大、公共施設での直売機会の提供【新規】</u> 「・ 市内産農産物の直売機会の拡大として、公共施設の活用を進めます。特に <u>農地・直売所が少ない地域</u> での実施により、地産地消の推進を図ります。」	○ <u>公共施設等での販売機会の提供【新規】</u> 「・ 市内産農産物の直売機会の拡大として、公共施設等の活用を進めます。市内の様々な地域での実施により、地産地消の推進を図ります。」 ※ <u>下線部を修正</u>	・ 事務局での 検討の結果
32	28	(2) - 3 効果的な支援による農業経営意欲の促進	(今後の目指す方向性)	「・ <u>東京都等の補助事業の活用に取り組みます。</u> 」 ※ <u>下線部を追加</u>	・ 委員からの ご意見
33	28	(2) - 3 効果的な支援による農業経営意欲の促進	(今後の目指す方向性) ○ 営農支援事業の適正運営【継続】 ・ 実施主体「JA」	○ 営農支援事業の適正運営【継続】 ・ 実施主体「行政、JA」 ※「行政」を追加	・ 委員からの ご意見
34	29	(3) - 2	(今後の目指す方向性)		・ 委員からの

35	33	3 計画実施に向けた各主体の役割	<p>○花摘みの丘の活用【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に花摘みの丘を活用した取組みを推進します。 <p>実施主体 行政</p> <p>○農のアトリエ「蔵の里」の活用【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に農のアトリエ「蔵の里」を活用した取組みを推進します。 <p>実施主体 行政</p> <p>(計画に関わる主体)</p>	<p>○農業体験・交流型施設の活用【統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花摘みの丘、農のアトリエ「蔵の里」、農のアカデミー体験実習農園にて、農業のレクリエーション機能や学習機能を活かした取組みを推進します。 <p>実施主体 行政</p> <p>※「花摘みの丘の活用」「農のアトリエ「蔵の里」の活用」を統合し、「農のアカデミー体験実習農園」についても言及</p>	ご意見
35	33	3 計画実施に向けた各主体の役割	<p>※「東京都農業会議」を追加 主な役割「農地保全、農業振興にかかるとの情報提供等支援を行う。」</p>	<p>・事務局での検討の結果</p>	事務局での検討の結果

《第2次西東京市農業振興計画》 素案 修正新旧表

No	ページ数 (修正後)	該当箇所 (修正後)	修正前 (10月17日委員会資料「(素案たたき台)」)	修正後 (素案)	修正の理由
1	2	【将来像】	<p>「食・健康・生活は、市民生活を営むために欠かすことのできない重要な要素です。この3つの要素を兼ね備え、市民の暮らしを支えるものが農業です。</p> <p>本市は、利便性の良さとともに、市内のいろいろな場面で「農」が感じられる住宅都市です。この良好な住環境を維持し、農業者と市民の双方にとって、「西東京市の農業」が日々の暮らしの魅力となり、これからも住み続けたいまちとなることを、今回の中間見直しにおいても引き続き目指します。」</p>	<p>「食・健康・生活は、市民生活を営むために欠かすことのできない重要な要素です。この3つの要素に深く関わり、市民の暮らしを支えるものが農業です。</p> <p>本市は、「健康」応援都市の実現を目指し、市民一人ひとりのからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境の健康水準向上にも取り組んでいきます。そのために「農」の多面的機能の発揮により、市内のいろいろな場面で「農」が感じられる良好な住環境を維持し、農業者と市民にとって、「西東京市の農業」が日々の暮らしの魅力となり、これからも住み続けたいまちとなることを、今回の中間見直しにおいても目指します。」</p> <p>※「健康応援都市」「農業の多面的機能」に言及</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局での検討の結果
2	2	【基本指標】 ①農家数	<p>「平成22(2010)年現在の農家数は276戸(農業センサス)であり、平成17年(2005)から22(2010)年までの5年間の傾向が続くものとして、2023年度の農家数を概ね205戸と設定します。平成27(2015)年現在の農家数は234戸であり、このままの推移では、設定する指標を下回ることが危惧されます。今後引き続き本計画に基づき農業振興策を講ずることにより、設定する指標以上の戸数確保に努めます。」</p>	<p>「農家数は、平成22(2010)年時点で276戸(農業センサス)でしたが、平成27(2015)年時点は234戸(農業センサス)と、5年間で42戸(15.2%)、年平均8.4戸減少しています。このまま推移すると、平成35(2023)年度には192戸まで減少してしまいます。本計画に基づく農業振興策を講ずることにより、平成35年(2023)年度の農家数を200戸と設定します。」</p> <p>※データ・指標を更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からのご意見 ・数値のデータ更新

No	ページ数 (修正後)	該当箇所 (修正後)	修正前 (10月17日委員会資料「(素案たたき台)」)	修正後 (素案)	修正の理由
3	3	【基本指標】 ②農地面積	「2023年度の農地面積は、平成14(2002)年から平成23(2011)年までに平均で生産緑地が2ha、宅地化農地が1ha、合計で平均3haずつ毎年減少していることから125ha(平成23(2011)年現在155ha)を下回るこ とになります。平成30(2018)年現在、農地面積は約135haであり、このままの推移では、設定する指標を下回る ことが危惧されます。農地保全施策を展開すること で、2023年の農地面積を130haと設定します。」	「農地面積は、平成24(2012)年時点で177.0haでした が、平成29(2017)年時点で137.3ha(市民部資産税課 資料)と、5年間で39.7ha(22.4%)、年平均で7.94ha(生 産緑地が2.3ha/年、宅地化農地が5.6ha/年)減少してお り、このまま推移すると、平成35(2023)年度の農地面 積は、100haを下回ってしまいます。農地保全施策を展 開すること、平成35(2023)年の農地面積を110haと 設定します。」 ※データ・指標を更新	・委員からの ご意見 ・数値のデー タ更新
4	3	【基本指標】 ③中核的な 農家数	「「中核的な農家」は、農業継続意向が高く、効率的で かつ安定的な経営を行うとともに、⑦の経営モデルに該 当する所得を目標とする農家とし、認定農業者を含めた 80戸を当該農家数として設定します。平成30(2018) 年現在、認定農業者は53経営体であり、指標に対して 認定農業者数の増加数は少ない状況ですが、農業者支援 策を講じることにより、中核的農家の確保に努めます。」	「中核的な農家」は、農業継続意向が高く、効率的でか つ安定的な経営を行うとともに、⑦の経営モデルに該当 する所得を目標とする農家とします。平成30(2018)年 現在、認定農業者は53経営体であり、農業者支援策を 講ずることにより「中核的な農家」の確保に努め、認定 農業者を含めた60戸を、平成35(2023)年度の当該農 家数と設定します。 ※データ・指標を更新 ※左欄下線部を削除	・委員からの ご意見 ・数値のデー タ更新
5	3	【基本指標】 ④農用地利 用集積目標	(本文前半) 「「中核的な農家」の農用地面積は、戸当たり農地面積 57.0a(平成22年農林業センサス)に80戸を乗じると 45haとなることから、2023年度の農地面積の目標 130haに基づき、農用地の利用集積目標は35%と設定 します。平成30(2018)年現在の認定農業者の集積面 積は40haであり、農地面積135haに対する集積率は約 30%となります。」	「平成30(2018)年現在の認定農業者の集積面積は 39.6haであり、農地面積135haに対する集積率は29.3% となります。「中核的な農家」の農用地面積は、戸当た り農地面積64.80a(平成27年農林業センサス)に60戸 を乗じると39haとなることから、農地面積の目標110ha に基づき、平成35(2023)年度の農用地の利用集積目標 は35.3%と設定します。」	・委員からの ご意見 ・数値のデー タ更新

6		【基本指標】 ⑤労働時間と農業所得目標	(本文後半) また、年間農業所得の目標は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、「地域農業をリードする農家」は概ね年間800万円、「中核的な農家」は概ね年間300万円以上～500万円と設定します。 なお、本市は、自給的な農家も少なくないため、10a当たりの所得目標を15～30万円と設定し、 <u>全ての農家が販売に取り組むことを目標とします。</u>	※データ・指標を更新 また、平成35(2023)年の年間農業所得の目標は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、「地域農業をリードする農家」は概ね年間800万円、「中核的な農家」は概ね年間300万円以上～500万円と設定します。 なお、本市は、自給的な農家も少なくないため、平成35(2023)年の10a当たりの所得目標を15～30万円と設定します。 ※左欄下線部を削除 ※目標年次を加筆	・委員からの ご意見
7	4	【基本指標】 ⑦経営モデルの設定	(野菜(量販店等への直接出荷+直売)) ・主な作物等 (80a(200a)施設10a) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「3人」 (40a(100a)施設5a) ・農業所得 「6,000」	・主な作物等 ※「シントリナ、ルッコラ」を追加 (80a(200a)施設10a) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「3人(2人)」 (40a(100a)施設5a) ・農業所得 「5,000」 ※下線部を修正	・委員からの ご意見

No	ページ数 (修正後)	該当箇所 (修正後)	修正前 (10月17日委員会資料「(素案たたき台)」)	修正後 (素案)	修正の理由
8	4	【基本指標】 ⑦ 経営モデルの設定	(野菜(市場出荷+直売)) ・主な作物等 (100a(250a)) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「2.5人」	・主な作物等 ※「トマト、キュウリ」を追加 (100a(250a)) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「2.5人(1人)」 ※下線部を修正	・委員からの ご意見
9	4	【基本指標】 ⑦ 経営モデルの設定	(野菜(直売)) (80a(160a)) ・農業所得 「6,000」	(80a(160a)) ・農業所得 「5,000」 ※下線部を修正	・委員からの ご意見
10	4	【基本指標】 ⑦ 経営モデルの設定	(農業体験農園+直売) ・主な作物等 「農業体験農園」 ・農業所得 「6,000」 ・主な施設等 「体験農園用施設」	・主な作物等 「トマト、キュウリ、ナス、ホウレンソウ、コマツナ、ネギ、スイートコーン、エダマメ、ブロッコリー等」 ・農業所得 「5,000」 ・主な施設等 「体験農園用施設、パイハウス」 ※下線部を修正	・委員からの ご意見
11	4	【基本指標】 ⑦ 経営モデルの設定	(果樹(直売)) (100a(施設5a)) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「2.5人」	(100a(施設5a)) ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「2.5人(2人)」	・委員からの ご意見

			<p>・農業所得 「7,000」</p> <p>(50a)</p> <p>・家族労働力 (雇用労働力、ボランティア) 「2人」</p> <p>・農業所得 「4,000」</p>	<p>・農業所得 「8,000」</p> <p>(50a)</p> <p>・家族労働力 (雇用労働力、ボランティア) 「2人(1人)」</p> <p>・農業所得 「5,000」</p> <p>※下線部を修正</p>	
12	4	<p>【基本指標】 ⑦経営モデルの設定</p>	<p>(花卉 (市場出荷)) (80a 施設 20a)</p> <p>・家族労働力 (雇用労働力、ボランティア) 「3人」</p> <p>・農業所得 「10,000」</p> <p>(40a)</p> <p>・家族労働力 (雇用労働力、ボランティア) 「2人」</p> <p>・農業所得 「3,000」</p>	<p>(80a 施設 20a)</p> <p>・家族労働力 (雇用労働力、ボランティア) 「3人(2人)」</p> <p>・農業所得 「8,000」</p> <p>(40a)</p> <p>・家族労働力 (雇用労働力、ボランティア) 「2人(1人)」</p> <p>・農業所得 「5,000」</p> <p>※下線部を修正</p>	<p>・委員からの ご意見</p>

No	ページ数 (修正後)	該当箇所 (修正後)	修正前 (10月17日委員会資料「(素案たたき台)」 (キノコ) ・主な作物等 「シイタケ、シメジ」 ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「2.5人」 ・農業所得 「6,000」	修正後 (素案) ・主な作物等 「シイタケ、キクラゲ、ヒラタケ」 ・家族労働力(雇用労働力、ボランティア) 「2人」 ・農業所得 「5,000」 ※下線部を修正	修正の理由 ・委員からの ご意見
13	4	【基本指標】 ⑦ 経営モデルの設定	(肉牛) ・経営面積(作付面積) 「200頭」 ・農業所得 「10,000」	・経営面積(作付面積) 「100頭」 ・農業所得 「5,000」 ※下線部を修正	・委員からの ご意見
14	4	【基本指標】 ⑦ 経営モデルの設定	(肉牛) ・経営面積(作付面積) 「200頭」 ・農業所得 「10,000」	・経営面積(作付面積) 「100頭」 ・農業所得 「5,000」 ※下線部を修正	・委員からの ご意見
15	5	【基本指標】 ⑧ 新たに農業経営を…(以下省略)	「(ア)新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標 平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの過去5年間における新規就農者は、16人で、年平均3.2人となっています。今後、農業従事者の高齢化や減少を考慮すると、安定的、かつ計画的に担い手を確保していく必要があります。(以下省略)」	「(ア)新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標 平成29年度の新規就農者(フレッシュ&Uターン参加者)は6名となっています。今後、農業従事者の高齢化や減少を考慮すると、安定的、かつ計画的に担い手を確保していく必要があります。(以下省略)」 ※下線部データを更新	・委員からの ご意見 ・数値のデータ更新
16	6、7	■都市緑地法等の一部を改正する法律	※本文下部に説明表を追加	※本文下部に説明表を追加	・事務局での 検討の結果

17	7	■都市農地の貸借の円滑化に関する法律	(本文下段) 「本法律は、具体的には、2つの貸借の仕組みで構成されています。第一に、生産緑地を借りる者が自ら農業経営することを目的に貸借する仕組みであります。第二に、市民農園等の開設のために、区市町村、農地所有者、開設者となる企業等の三者の貸借協定に基づき、農地所有者と企業等の直接の貸借契約による都市農地の貸借の円滑化であり、都市農地を借りる者が、市民農園の開設など公益目的で生産緑地を貸借する仕組みです。」	※左欄の文章を削除 ※本文下部に説明表を追加	・事務局での検討の結果
18	10	○販売金額規模の小さな農家が多く、その割合も増加傾向にある。	(本文後半)	「一方、本市においては兼業農家の割合が高く、農業者の所得においても農業所得以外の所得が多い状況となっています。」 ※下線部を追加 ※農業所得と農業所得以外の所得についてのアンケート結果グラフを追加	・庁内からの意見 ・事務局での検討の結果
19	12	【今後の課題】	○ 経営規模の小さな農家の持続の検討	□ 経営規模の小さな農業者の農業経営持続の検討 ※下線部を修正・追加	・事務局での検討の結果
20	19	○ 農業体験農園等、様々な農地活用が展開されている。	「これらの取組みは、農業生産だけではなく、農業への理解を促進する交流事業等に農地を活用しようという動きです。」	「また、農家開設型の市民農園は3箇所あり、計161区画が市内農業者によって開設・運営されています。」 ※左欄の文章を削除 ※農家開設型市民農園についての情報を追加	・事務局での検討の結果
21	19	○ 防災の観点からも農地保全に目が向けられている。	(本文前半) 「災害時協力農地として、生産緑地全体のうち、面積の約10%、筆数で約30%の農地が登録されています。平成24(2012)年から、2筆増加しましたが、面積としては32a減少しています。」	「平成30年11月時点で、129,515㎡の農地が災害時協力農地として登録されています。」 ※文章を変更(生産緑地以外の災害協力農地面積も含めたデータに更新)	・数値のデータ更新

No	ページ数 (修正後)	該当箇所 (修正後)	修正前 (10月17日委員会資料「(案案たたき台)」 (表) 平成29年3月現在 面積:1,228 a 筆数:97筆	修正後 (案案)	修正の理由
22	19	災害時協力 農地の内訳		平成30年11月現在 面積:129,515㎡ 筆数:107筆 ※「市内生産緑地」のデータを削除 ※生産緑地以外の災害協力農地面積も含めた最新のデータに更新	・数値のデータ更新
23	24	計画の体系	(レイアウト)	※A4サイズにレイアウトを変更	・事務局での検討の結果
24	24、25	○公共施設等での販売機会の提供	(小分類名) 「○指定管理者施設での販売による販路拡大、公共施設での直売機会の提供(新規)」	「○公共施設等での販売機会の提供(新規)」 ※「指定管理者施設での販売による販路拡大、」を削除 ※「公共施設等」に変更	・事務局での検討の結果
25	24、29	○農地の貸借における仲介の仕組みづくりの支援	(小分類名) 「○農地の貸借における仲介の支援(新規)」	「○農地の貸借における仲介の仕組みづくりの支援(新規)」 ※下線部を追加	・委員会での協議を踏まえ、事務局で検討の結果
26	24、30	○農業体験・交流型施設の活用	(小分類名) 「○花摘みの丘の活用」 「○農のアトリエ「蔵の里」の活用」	「○農業体験・交流型施設の活用(統合)」 ※後述参照	・委員からのご意見
27	24、31	(4)農業を通じた交流	(中分類名) (4)ー「1 各種イベント、即売会等の実施」	(4)ー「1 各種イベントの実施」 ※左欄下線部を削除	・委員からのご意見

28	24、32	○ 商業、福祉、教育分野との連携促進	(小分類名) 「○ 異業種との連携促進 (新規)」	「○ 農業と異分野との連携促進 (新規)」 ※下線部を修正	・ 事務局での検討の結果
29	25	○ 直売所の利用の促進	(今後の目指す方向性) ○ 直売所の利用の促進【統合】 ・ 実施主体「行政、農業者」	○ 直売所の利用の促進【統合】 ・ 実施主体「行政、農業者、JA」 ※「JA」を追加	・ 事務局での検討の結果
30	25	(1) - 1 直売所のさらなる活用	(今後の目指す方向性) ○ 指定管理者施設での販売による販路拡大、公共施設での直売機会の提供【新規】 「・ 市内産農産物の直売機会の拡大として、公共施設での活用を進めます。特に農地・直売所が少ない地域での実施により、地産地消の推進を図ります。」	○ 公共施設等での販売機会の提供【新規】 「・ 市内産農産物の直売機会の拡大として、公共施設等の活用を進めます。市内の様々な地域での実施により、地産地消の推進を図ります。」 ※下線部を修正	・ 事務局での検討の結果
31	28	(2) - 3 効果的な支援による農業経営意欲の促進	(今後の目指す方向性)	「・ 東京都等の補助事業の活用に取り組みます。」 ※下線部を追加	・ 委員からのご意見
32	28	(2) - 3 効果的な支援による農業経営意欲の促進	(今後の目指す方向性) ○ 営農支援事業の適正運営【継続】 ・ 実施主体「JA」	○ 営農支援事業の適正運営【継続】 ・ 実施主体「行政、JA」 ※「行政」を追加	・ 委員からのご意見

No	ページ数 (修正後)	該当箇所 (修正後)	修正前 (10月17日委員会資料「(素案たたき台)」 (今後の目指す方向性)	修正後 (素案)	修正の理由
33	29	(3) - 2 多面的機能 の発揮	○花摘みの丘の活用【継続】 ・継続的に花摘みの丘を活用した取組みを推進します。 実施主体 行政 ○農のアトリエ「蔵の里」の活用【継続】 ・継続的に農のアトリエ「蔵の里」を活用した取組みを 推進します。 実施主体 行政	○農業体験・交流型施設の活用【統合】 ・花摘みの丘、農のアトリエ「蔵の里」、農のアカデミー 体験実習農園にて、農業のレクリエーション機能や学 習機能を活かした取組みを推進します。 実施主体 行政 ※「花摘みの丘の活用」「農のアトリエ「蔵の里」の活用」 を統合し、「農のアカデミー体験実習農園」についても 言及	・委員からの ご意見
34	33	3 計画実 現に向けた 各主体の役 割	(計画に関わる主体)	※「東京都農業会議」を追加 主な役割「農地保全、農業振興にかかる情報提供等支援 を行う。」	・事務局での 検討の結果